

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第 11 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 49 条第 1 項及び第 270 条の 2 第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和 7 年 7 月 3 日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 中 村 勇 一

1 川崎市川崎区役所内 川崎市川崎区選挙管理委員会事務室

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区東田町 8 番地
- (2) 事務取扱期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 19 日まで
- (3) 事務取扱時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

2 川崎市川崎区役所大師支所仮庁舎

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区台町 26 番 7 号
- (2) 事務取扱期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 19 日まで
- (3) 事務取扱時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 56 条の事務は取り扱わない。

3 川崎市川崎区役所田島支所仮庁舎

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区台町 20 番 23 号
- (2) 事務取扱期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 19 日まで
- (3) 事務取扱時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 56 条の事務は取り扱わない。